

議案第22号

天理市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する
条例の全部改正について

天理市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する
条例

天理市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月天理市条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第3条 法第47条第1項第1号の規定により条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の規定により条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人（その役員（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）のうちに天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者があるものを除く。）とする。

(指定居宅介護支援事業者等が連携に努めるべき者)

第5条 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、医療関係者等との連携に努めなければならない。

(記録の保存年限)

第6条 指定居宅介護支援事業者等は、基準省令第29条第2項第1号及び第2号(基準省令第30条において準用する場合を含む。)に掲げる記録を整備し、居宅介護サービス計画費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から5年間保存しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者等は、基準省令第29条第2項第3号から第5号まで(基準省令第30条において準用する場合を含む。)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。